

事務連絡

令和7年（2025年）1月23日

介護保険サービス事業者

第1号事業者

各位

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和7年度介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出期限について

日頃より、本市福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出期限については、例年、2月末日としているところです。

今般、厚生労働省から、令和7年4月及び5月に当該加算を算定する場合の届出の提出期限については、令和7年4月15日とする予定であるとの通知（※）がありましたので、お知らせいたします。

届出様式及び届出方法については、国から通知等が発出され次第、改めてメール及び横須賀市ホームページでご案内いたしますので、ご確認ください。

なお、厚生労働省の通知の発出時期により、処遇改善計画書の提出期限が短期間となる可能性があります。各事業者におかれては、ご協力いただくとともに、手続等について遺漏なきようお願いいたします。

※「令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」（令和7年1月21日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

事務担当 横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

施設介護サービス担当 電話 046（822）8162

居宅介護サービス担当 電話 046（822）8393

FAX 046（827）0566